

米子税務署からのお知らせ 「ネットでe-Tax スマートフォンから！」

○確定申告は「スマホ」が簡単、便利です！！

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス
「[確定申告書等作成コーナー](#)」へ



STEP 2 送信方法を選択

①マイナンバーカード方式

②ID・パスワード方式（注1）

★マイナンバーカードを利用し、「マイナポータル」と連携することにより自動入力が可能です。令和4年1月以降は、ふるさと納税、地震保険、医療費など、自動入力対象がさらに拡大されます。

（注2、3、4）

⇒利用するためには「マイナンバーカード」の早期取得をお願いします！



STEP 3 金額などを入力

★令和4年1月以降はさらに便利に！

① スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報が自動で入力されます。

② スマホ専用画面で入力できる対象範囲が拡大されます。特定口座年間取引報告書などが、専用画面で入力可能になります。

STEP 4 e-Taxで送信

★データを保存し、翌年以降の申告に活用できます！



注1 ID・パスワード方式を希望される場合は、事前に届出が必要のため、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、米子税務署にお越しく下さい（事前予約は不要です）。


注2 マイナポータル連携には事前設定が必要となります。

注3 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です）。

☎ 米子税務署 ☎ 0859-32-4121（音声案内「2」）


掛金が全額所得控除となるため節税効果があります。（独）中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、金融機関の本店などの窓口で取扱っています。詳しくは「小規模企業共済」ホームページまたは共済相談室 ☎ 050-5541-7171（平日9時～17時）にお問い合わせください。

 **小規模企業共済制度（小規模企業の経営者のための退職金制度）のご案内**

◆連絡先 税務課
☎ 0859-5415208

また、令和3年中に建物を取り壊された場合は、年内にご連絡をお願いします。

みなさんがお持ちの建物（住宅、物置、土蔵、車庫、農機具庫など）で、基準日（毎年1月1日）に課税台帳に登録されている建物に対して、固定資産税を課税しています。

 **新築・増築、取り壊しをした方はお知らせください**